

各論

第8章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 厚生年金保険、船員保険及び国民年金の改善

昭和44年には厚生年金保険、船員保険及び国民年金の各制度について、大幅な給付改善案がまとめられ、第61回国会に提出されたが不成立に終わり、現在、その早期実現のための努力がすすめられている。わが国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度、被用者以外の一般国民(20歳以上60歳未満の自営業者、被用者の妻等)を対象とする国民年金制度を二大支柱とし、その他に、特定の職域を対象とする制度、すなわち、船員を対象とする船員保険制度、公務員及びこれに準ずる者を対象とする各種共済組合制度(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合をいう。)から成り立っているが、それぞれの制度の対象者数は第8-1表にみるとおりであり、したがって、厚生年金保険、船員保険、国民年金の改善は全体の90%の人々の給付水準が引き上げられることを意味するものである。

第8-1表 各種公的年金制度適用人員一覧

第8-1表 各種公的年金制度適用人員一覧 (44年3月末現在)		
	適用人員	比率
総数	48,144,979人	100.0%
国民年金	22,310,822	46.3
厚生年金保険	20,719,884	43.0
船員保険	258,722	0.5
国家公務員共済組合	1,131,706	2.4
地方公務員等共済組合	2,371,913	4.9
公共企業体職員等共済組合	786,640	1.6
私立学校教職員共済組合	178,329	0.4
農林漁業団体職員共済組合	386,963	0.8

厚生省年金局調べ

なお、上述の制度のほかに、厚生年金保険の行なう老齢給付のうち報酬比例部分の給付を代行し、あわせて企業独自の立場からのプラスアルファ給付を行なつて、政府の行なう給付よりも高水準の給付を保障することを目的とする厚生年金基金制度があり、また、石炭企業の長期的安定を図る施策の一環として石炭鉱業に従事する坑内負及び坑外員に対する特別年金制度として、政府の行なう老齢給付とは別個にプラスアルファ給付を行なうことを目的とする石炭鉱業年金基金制度が運営されている。

この改正案において、きわめて特徴的なことは、国民年金の改善が厚生年金

保険、船員保険の改善と時期を同じくしている点にある。昭和44年は、少なくとも5年ごとに行なうことを義務づけられている厚生年金保険の財政再計算の年にあたり、従来からのルールにより、この時期にあわせて給付改善を行なおうとするものである。

しかしながら、昭和41年に、夫婦1万円年金の改善が行なわれた国民年金については、昭和46年に行なわれるものであるが、今回、厚生年金保険と足並みをそろえて行なわれるのである。これは、年金に対する関心が高まり、一つの制度の改善は他の制度への影響を考慮することなしには実際上行ない得なくなってきたことを如実に示すものである。

厚生年金保険と国民年金では、その財政基盤との関連もあり、給付改善の面で従来国民年金が厚生年金保険に一步遅れをみせてきたが、今回この通例が破られることは、各制度の対象者グループ間の所得水準の差が小さくなり、同程度の社会保障を望む声が強くなったことも一つの理由であろう。

すなわち、国民年金と厚生年金保険では、それぞれの対象者の特性によつて制度の仕組み方が異なることはあつても、給付水準については厚生年金保険並みにすべきであるということが強く要望されるようになってきたのである。

このような考え方は、結果として、厚生年金保険、国民年金それぞれの改善案が相互に共通した次のような基本目標によつて貫かれていることにもあらわれている。

すなわち、(1)2万円年金の水準の実現、(2)当面発生する受給者に対する優遇措置、(3)国民年金について所得比例制の導入がこれである。

厚生白書 (昭和44年版)

まず、2万円年金の水準の実現であるが、これは、昭和40年の厚生年金保険の改善、昭和41年の国民年金の改善がひとくちに1万円年金の改正といわれているのに対応するものである。しかしながら、厚生年金保険については前回の1万円年金は制度のたてまえとしての年金水準であり現実に支給される年金額は必ずしも1万円には達しない場合が多かつたが今回の改正案は改正後の翌年に新たに発生する受給者の年金額をほぼ2万円とするものである。

これに対し、国民年金の場合は、今後25年の資格期間を満たした人に将来約束される標準的な年金額をさすものであるが(第8-3表の例示参照)、これは、制度の発足の時期に20年近くの違いがあり、すでに本格的受給者の発生期を迎えた厚生年金保険と、昭和46年に至つて初めて拠出制年金の受給者の発生を迎える国民年金との体質的相異に基づくものである。

さて、この新しい年金水準を諸外国の年金額と比較してみると第8-2表のとおりである。

諸外国においては、わが国のように国民のすべてが年金の適用を受けている、いわゆる皆年金を達成している場合は数が少ないので、いずれの国においても対象とされている被用者の受ける年金額により比較を行なっているが、今回の2万円年金は、イギリスの水準を越え、西ドイツの労働者年金の額に接近している。

第8-2表 年金額等の国際比較

第8-2表 年 金 額 等 の 国 際 比 較						
		日 本	イ ギ リ ス	スウェーデン	西 ド イ ツ	ア メ リ カ
		60 歳	65 歳	67 歳	65 歳	65 歳
老 齢 年 金 月 額	単 身 者	昭和45年11月の新規裁定分の平均は、20,000円となる見込み 単身者の場合は 19,000円	16,893円 (10,136円) 1968年	29,228円 (13,111円) 1967年	労働者年金 21,852円 (13,153円) 職員年金 36,801円 (22,081円) 〔配偶者加算なし〕 1966年1月	新規裁定 37,260円 (22,356円) 全受給者 35,374円 (21,224円) 〔単身者及び有配偶者の 総平均〕 1968年5月
	有 配 偶 者		27,404円 (16,442円) 1968年	43,842円 (19,729円) 1967年		
保 険 料 率		$\frac{55}{1,000}$	週 当 た り 1,114円 この他一定額以上の所得 について $\frac{95}{1,000}$ (1969年)	$\frac{40}{1,000}$ この他一定額以上の所得 について $\frac{95}{1,000}$ (1969年)	$\frac{165}{1,000}$ (1969年)	$\frac{84}{1,000}$ (1969年)
賃 金 月 額 (製 造 業)		50,216円	101,098円	116,907円	76,752円	188,172円

厚生省年金局調べ
(注) 1 老齢年金の欄の()内は、支給開始年齢をわが国と同じく60歳としたについて、改正案で計算したものである。
2 賃金月額は、ILOの統計速報によるものでおおむね、1968年前半の数イギリスは、男子のみ。

場合の年金額である。日本の年金額は、厚生年金保険の被保険者期間20年以上のもの
値である。日本については、毎月勤労統計調査による昭和43年8月の賃金である。

第8-3表 年金制度改正案の概要

第8-3表 年金制度改正案の概要		
	改 正 前	改 正 後
厚生年金保険		
1 給 付 水 準		
(1) 基 本 年 金 額		
ア 定額部分(月額)	250円×被保険者期間月数× $\frac{1}{12}$	400円×被保険者期間月数× $\frac{1}{12}$
イ 報酬比例部分(月額)	全期間の平均標準報酬月額を基礎に算定	昭和32年10月前の低い標準報酬額は切り捨て、その後の平均標準報酬月額を基礎に算定。ただし、同月以後の被保険者期間が3年未満のときは、最終3年の平均標準報酬月額を基礎に算定。
	イ 3,000円未満の標準報酬月額は3,000円とみなす。	10,000円未満の標準報酬月額は10,000円とみなす。
(2) 加給年金額(月額)	400円	配偶者 1,000円 第一子 600円 その他の子 400円
(3) 老 齢 年 金		
ア 老齢年金の若年支給	廃疾の程度が1級又は2級の者に老齢年金を若年支給する。	廃疾の程度を3級にまで拡大すること。

イ 低所得就労者に対する特例		(新規) 60歳以上65歳未満の低所得就労者(標準報酬月額10,000円のもの)に基本年金額の8割相当額の老齢年金を支給すること。
ウ 高齢者に対する特例		(新規) 明治44年4月1日以前に生まれた者(昭和36年4月1日において50歳をこえる者)であつて、老齢年金の受給資格期間を満たしていないものについては、被保険者期間が10年以上あ
	改 正 前	改 正 後
(4) 障害年金及び遺族年金の最低保障額(月額)	5,000円	るときは、通算老齢年金の受給要件に該当するものとみなして、60歳から通算老齢年金を支給すること。 8,000円
2 標準報酬月額	下限7,000円 上限60,000円	下限10,000円 上限100,000円
3 保険料率	一般男子 $\frac{55}{1,000}$ 女子 $\frac{39}{1,000}$ 坑内夫 $\frac{67}{1,000}$ 任意継続被保険者 $\frac{55}{1,000}$	一般男子 $\frac{65}{1,000}$ 女子 $\frac{49}{1,000}$ 坑内夫 $\frac{77}{1,000}$ 任意継続被保険者 $\frac{65}{1,000}$
船員保険		
1 給付水準		
(1) 老齢年金		
ア 定額部分		
イ 基本額	60,000円	96,000円
ロ 年数加算額	1年につき4,000円 その限度額30,000円	1年につき6,400円 その限度額48,000円
イ 報酬比例部分	全期間の平均標準報酬月額を基礎に算定	昭和32年10月以後の平均標準報酬月額を基礎に算定すること。ただし、同月以後の被保険者期間が3年未満のときは、最終3年の平均標準報酬月額を基礎に算定
	ロ [4,000円未満の標準報酬月額は4,000円とみなす。	12,000円未満の標準報酬月額は12,000円とみなす。
ウ 老齢年金の若年支給	廃疾の程度が1級又は2級の者に老齢年金を若年支給する。	廃疾の程度を3級にまで拡大すること。
エ 低所得就労者に対する特例		(新規) 60歳以上65歳未満の低所得就労者(標準報酬月額12,000円のもの)に年金額の8割相当額の老齢年金を支給すること。

	改 正 前	改 正 後
オ 高齢者に対する特例		(新規) 明治44年1日以前に生まれた者(昭和36年4月1日において50歳をこえる者)であつて、老齢年金の受給資格期間を満たしていないものについては、被保険者期間が7年6月以上あるときは、通算老齢年金の受給要件に該当するものとみなして、60歳から通算老齢年金を支給すること。
(2) 職務外の障害年金及び遺族年金(月額)	最低保障額 月額5,000円	月額 8,000円
(3) 加給金(月額)	400円	配偶者 1,000円 第一子 600円 その他の子 400円
2 標準報酬月額	下限9,000円 上限104,000円	下限12,000円 上限134,000円
3 保険料率	$\frac{67}{1000}$	$\frac{81}{1000}$

国民年金				
1 給付水準				
(1) 老齢年金(月額)				
(7) 定額分			10年拠出	2,000円
			25年拠出	5,000円
			40年拠出	8,000円
(4) 所得比例分(新設)			25年納付	4,500円
			40年納付	7,200円
			(夫婦25年納付の例)	
			夫定額分 96,000円	
			(8,000円)	
			所得比例分 54,000円	
			(4,500円)	
			妻定額分 96,000円	
			(8,000円)	
			夫婦計 246,000円	
			(20,500円)	
(2) 障害年金の最低保障額(月額)			1 級	6,000円
			2 級	5,000円
(3) 母子年金及び準母子年金の最低保障額(月額)			子 2 人	5,000円
				10,000円
				8,000円
				8,000円

	改正前	改正後
(4) 遺族年金の最低保障額	遺児2人 2,900円	8,000円
2 高齢者の任意加入(新設)	昭和36年3月31日で〆切	再任意加入を認める。
3 国民年金基金(新設)		5年納付 30,000円(2,500円) 保険料月額 750円 業種グループごとに所得比例分を代行するとともに附加的給付を行なう。
4 保険料	35歳以上 月額 300円 35歳未満 月額 250円	定額分 月額 450円 (昭和47年7月より 550円) 所得比例分 350円(新設)
5 福祉年金		
(1) 年金額(月額)	老齢福祉年金 1,700円 障害福祉年金 2,700円 母子(準母子)福祉年金2,200円	1,800円 2,900円 2,400円
(2) 本人所得制限		
(7) 基本額	280,000円	300,000円
(4) 子等の加算額	70,000円	80,000円
(3) 配偶者及び扶養義務者所得制限		
標準6人世帯	1,055,000円	1,192,500円
(4) 夫婦受給制限	年額3,000円(月額250円) ずつ支給停止	廃止する。

厚生省年金局調べ

これらの国においては、賃金水準や物価がわが国よりも高いこと、これらの国では、いずれも、すでに制度発足後相当の歴史を有しており、ここに掲げられている年金額も30年から40年という、厚生年金保険の2万円の基礎とされている24年程度と比較して長い被保険者期間を持つ人々に支払われる額であること、厚生年金保険では退職すれば60歳から支給されるのに対し、これらの国では65歳～67歳が支給開始年齢であることを考慮すると、わが国の2万円年金は、これらの諸外国の年金と比較して見劣りしないものである。

基本目標の第2は、従来、高齢者については、昭和36年以降25年にわたる経過措置と福祉年金によつてその処遇を考えるものとされていたのに対して、これをさらに一歩すすめて、これらの階層を1人でも多く拠出制の年金に結びつける工夫を行なうことと、当面発生する受給者の優遇措置を講ずることである。

このため、高齢者の制度への加入について特別措置を講じ、また、年金額のうえでも昭和46年から支給される国民年金の10年の資格期間を有する人に対する年金額を従来の2,000円から5,000円へと2倍半に引き上げ、夫婦では月1万円の年金額が実際に支給者の手に渡ることになるのである。

国民年金の対象者にも厚生年金保険の対象者と同水準の給付を支給するものとするのが第3の基本目標であり、この目的に沿つて、従来、定額拠出・定額給付であつた国民年金にも所得比例制が導入されることとされている。すなわち、一定以上の所得がある被保険者について新たに1段階の所得比例保険料を設け、これに応ずるものとして、所得比例保険料の納付25年につき4,500円の給付が上積みされるものである。したがつて、夫が所得比例保険料を25年納付し、妻が定額保険料のみを25年納付した夫婦の場合には、世帯として2万0,500円の給付となり、厚生年金保険に見合う水準が得られることとなる。

なお、所得比例制の導入に関連し、国民年金についても、昭和40年から厚生年金保険に導入された厚生年金基金のような制度を設け、所得比例給付を代行しつつ、特定グループの特性に応じたプラスアルファ給付を実施するみちを開くものとされている。

厚生白書 (昭和44年版)

この国民年金基金は、老齡保障の問題のウエイトがますます高まろうとしている今日、全国画一的な制度だけでは老齡者のニードを十分に満たすことができないという年金問題における基本的な要請が内在していることに対応するものである。

このような、所得比例、基金制度といった考え方の導入は、わが国だけの現象ではない。西欧諸国の例をみても、1950年代を境にして、より高い年金への国民の要請は、きわめて強く、スウェーデン、カナダなどの各国であいついで年金制度の大幅な改善がなされてきた。なかでも、最も注目されるのは、かつてビバリッジ体制の下に最低生活年金の典型と目されたイギリスにおいて、1961年に所得比例制の上積みが行なわれ、さらに、1969年1月に政府が「国民退職年金と社会保険――所得比例社会保障に関する英国政府の提案」と題する白書により公表された提案によれば、制度の所得比例への全面的切り替えが検討されていることである。

年金制度における所得比例要素には、制度の建て方に応じて、あるいは所得再分配機能として、あるいは財源確保の手段として、種々のメリットが考えられるが、いずれにしても、普通の効果は、「より高い拠出に見合うより高い年金」が実現されることであり、これが、現代の国民によつて、ひとしく切望され、期待されるところなのである。

それと同時に、公的年金制度として、このように高い水準までも、その全責任を負うことが適当であるかどうかについても問題が生じてきた。基金制度は、最低生活水準を上回る部分について、準公的年金ともいうべき機構を導き、その部分の運営の一部について、民間の努力をも動員しようとするものである。このような方法によつて、政府が独力では達成できない高い水準の年金による保障が可能となり、しかも同時に、国民の階層ごとの種々異なる年金ニードを、個別に、適切に満たすことができると期待されている。

以上の基本目標に沿つたこの改正案の概要は第8-3表のとおりである。

各論

第8章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 今後の動向

各種公的年金制度の受給権者数及び給付額は,第8-4表, 第8-5表のとおりである。

第8-4表 老齡年金受給者の将来見込み

第8—4表 老齡年金受給者の将来見込み				(単位: 万人)
		厚 生 年 金	国 民 年 金	老齡福祉年金
昭 和	44 年	39	—	278
	46	47	9	291
	50	82	74	317
	60	223	306	182
	70	403	405	31
	80	646	450	0. 6
	100	742	422	—

厚生省年金局調べ

(注) 昭和60年頃, 受給者数が増加し, 年金制度が成熟する。

このような発展の過程で, 第8—5表にみられるように現在国民所得の中に, わずか0.4%程度の比重を占めるに過ぎず, 諸外国の3.3~8%と比べ, 立ち遅れの著しいわが国の年金部門も急速に先進国並みの水準に近づいていくこととなろう。

第8-5表 主要国における年金給付費の対国民所得比

第8-5表 主要国における年金給付費の対国民所得比

国				年次	比率(%)
日			本	1967	0.4
ア	メ	リ	カ	1963	3.3
イ	ギ	リ	ス	1963	4.5
西	ド	イ	ツ	1963	8.0
フ	ラ	ン	ス	1963	4.0
イ	タ	リ	ア	1963	5.9
ス	ウェー	デン		1963	5.1

資料：ILO「世界各国の社会保障費用（1967）」
日本（1967）は厚生省官房企画室推計による。

老齢(退職)年金については、厚生年金保険の未成熟であること及び国民年金においては老齢年金の支給は46年までは行なわれないことから、依然として恩給が主流を占め、また、老齢福祉年金が、大きな役割を果たしている現状である。

すなわち、厚生年金保険、国民年金両制度は、第8-4表に掲げた老齢年金受給者数の見通しにみられるように、現在はまだ初期の段階にあり、今後約半世紀にわたって、漸次本格化の方向に進んでいくものとされている。

したがって、これからの時期は、わが国の年金制度にとつては、これらの受給者増に対応すると同時に、なお多分の間引き続くものと考えられる経済発展にも対応していかなければならないのである。

このような発展の過程で、第8-5表にみられるように現在国民所得の中に、わずか0.4%程度の比重を占めるに過ぎず、諸外国の3.3～8%と比べ、立ち遅れの著しいわが国の年金部門も急速に先進国並みの水準に近づいていくこととなろう。

また、農業構造の改善、農業経営の近代化等を促進しようとする農業政策上の要請と、農業者に対する社会保障充実の要請とを背景として生じてきたいわゆる農民年金問題については、43年7月、農林省の農民年金問題研究会の手による報告書が公表され、この要請を今回の国民年金の改善、すなわち、給付水準の大幅引上げ、所得比例制の導入、基金制度の創設等を前提として、どのように考えるかについて、国民年金審議会及び同審議会の農民年金問題専門部会において検討が進められてきたが、44年6月中間審議メモがまとめられ、次のようら考え方が示された。

各論

第8章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 今後の動向

(1) 対象となる農家の範囲は,農家らしい農家とし,経営主を主たる加入者とする。

各論

第8章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 今後の動向

(2) 支給開始年齢は,経営移譲した場合には60歳前後が適当である。

各論

第8章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 今後の動向

(3) 年金財政は、拠出制を原則とするが、農業の特殊事情も考慮して特別の配慮をする。(4)制度を効果あらしめるために、中高年齢者について特別の経過措置を講ずる。

この審議メモをもとにして、所要の調査と相まつて、さらに必要な検討が進められている。

このほか、年金制度の国際的な通算措置の問題については、アメリカ及び西ドイツとの間で、事務的折衝が始められており、近い将来において国際協定等の形で積極的な解決に至ることが期待されている。

また、本土と沖縄との年金制度通算についても、昭和45年4月からの拠出制国民年金の実施により、沖縄住民皆年金が達成され、本土並みの公的年金制度が完備された段階を迎えるにあたって、通算の事務的準備がすすめられているところである。

第8-6表 老齢(退職)年金支給状況

第8-6表 老 齢 (退職) 年 金 支 給 状 況		
	44 年 3 月 末	
	受 給 権 者 数	平均1人当たり年金額
国 民 年 金	人	円
(福 祉 年 金)	3, 221, 708	20, 400
厚 生 年 金 保 険	384, 069	99, 756
船 員 保 険	10, 553	136, 865
国 家 公 務 員 共 済 組 合	76, 539	253, 595
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	169, 017	324, 146
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	151, 782	282, 168
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	1, 780	194, 200
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	10, 140	139, 416
文 官 恩 給	111, 253	176, 572
軍 人 恩 給	1, 182, 971	31, 334
都 道 府 県 知 事 裁 定 恩 給	152, 418	200, 153

厚生省年金局調べ

(注) 1 老齢(退職年金)には、減額年金、船員年金を含む。
2 国家公務員共済組合、都道府県裁定恩給については、43年3月末の数字である。
3 恩給については、70歳以上の者に対するものである。

第8-7表 障害(廃疾)年金及び遺族年金支給状況

第8—7表 障害（廃疾）年金及び遺族年金支給状況
(44年3月末現在)

	障害（廃疾）年金		遺 族 年 金	
	受給権者数	平均1人当 たり年金額	受給権者数	平均1人当 たり年金額
国 民 年 金	人	円	人	円
（提 出 年 金）	26,583	68,540	112,269	57,009
（福 祉 年 金）	363,442	32,400	62,247	28,210
厚 生 年 金 保 険	87,376	82,389	399,854	62,325
船 員 保 険	3,981	106,332	28,058	85,200
国 家 公 務 員 共 済 組 合	2,469	127,142	22,113	86,369
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,140	184,785	30,520	113,564
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	6,439	161,144	59,371	96,130
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	177	112,025	864	79,381
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	566	100,412	3,689	54,461

厚生省年金局調べ

- (注) 1 本表の数字は、業務上及び業務外によるものを掲げた。
2 遺族年金には、母子（準母子）年金、殉職年金、寡婦年金、遺族年金、
障害遺族年金、未婚遺者留守家族年金を含む。
3 国家公務員共済組合については、43年3月末現在の数値である。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(1) 適用状況

国民年金は、他の公的年金が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、被保険者をその住所地において個人単位には握しなければならず、しかも、対象となる人たちが年金制度になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々には握し、国民年金制度に加入させるにあたつては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題がある。

このため制度発足以来、国民に対して制度自体の趣旨の普及徹底とあわせ、適用促進のための施策を強力に講じてきた。

被保険者の適用にあたつては、毎年度当初において適用対象者調査を行ない、自主的な届出によるほか、戸別訪問、文書による勧奨等によつて、適用の促進を図つてきたところであるが、41年6月における年金額の大幅引上げを中心とする制度改善を機として住民の制度に対する認識が深められ、適用が著しく促進された。

しかしながら、20歳を中心とする若年層については、その認識が薄いことなどから、伸びなやみの状態にある。今後はこの若年層に対する適用の促進が重点施策の一つとして取り上げられることになろう。

この適用状況についてみると、36年度末における被保険者数は1,824万人であつて、36年度から39年度までの間においては年間平均約36万人の被保険者が増加してきたが、40年度から43年度にかけては制度の趣旨の周知徹底とともに年間平均約75万人が増加してきている(第8-1図参照)。

特に任意加入被保険者の適用については、その伸びが著しく、43年度における適用数は357万人で、前年度末に比べて26万人(7.7%)増加しており、国民がしだいに国民年金制度の趣旨を理解してきていることがうかがえる。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(2) 保険料

国民年金の保険料収入は,昭和43年度において540億円である。現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは,被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であつて,その年度の保険料の徴収の状況をみるために使われる。

この検認率についてみると年々着実に向上しており,43年度末における全国平均の検認率は,93.0%に達している。

しかしながら,郡部における検認率が98.1%であるのに対し,都市部では89.6%であり,今後は都市部において,特別な施策を講じていく必要がある。

なお,未納者に対しては,年金納付の受給資格要件の確保のためにも,戸別訪問による督促のほか,納付書の発行,督促状の発行などの積極的な徴収体制がとられている。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

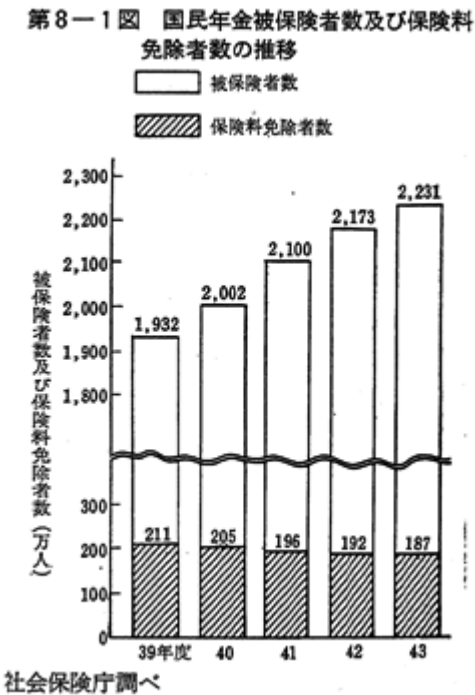
(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは、障害年金又は母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の受給者であるとき、生活保護法の生活扶助などを受けているとき、又は国立らい療養所などの施設に収容されているときには、これらの事由に該当した月から免除されるものである。申請免除とは、所得がない場合などで保険料を納付することが困難であると認められる者には、免除の申請を行ない都道府県知事の承認を受けて免除が認められるものである。

43年度末において保険料を免除された被保険者数は、法定免除64万人、申請免除123万人、合計187万人であつて、その免除率は10.0%である(第8-1図参照)。

この免除について年度別にその状況をみると、逐次その数が減少している。これは、制度の趣旨が周知されるに従つて被保険者が保険料を納付し、将来より有利な年金を受けることを希望していることの現われであらう。

第8-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



厚生白書 (昭和44年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(4) 給付

拠出制の国民年金の年金給付には,老齢年金,通算老齢年金,障害年金,母子年金,準母子年金,遺児年金,寡婦年金があり,その受給状況をみると,第8-8表のとおりである。老齢年金,通算老齢年金,寡婦年金は,昭和46年までは発生しない。

第8-8表 国民年金受給権者及び給付額の推移

第 8 ― 8 表 国民年金受給権者及び給付額の推移						
		総 数	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金
受給権者数 (人)	39年度	49,319	2,294	44,576	43	2,406
	40	70,269	4,219	62,377	47	3,626
	41	92,445	8,415	79,323	54	4,653
	42	117,048	17,776	93,783	52	5,437
	43	138,813	26,575	160,014	61	6,163
給付額 (10万円)	39年度	11,719	641	10,848	9	221
	40	16,490	1,187	14,955	10	338
	41	54,093	5,769	47,314	30	984
	42	69,023	12,189	55,648	29	1,156
	43	82,203	18,215	62,616	35	1,338

社会保険庁調べ

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(5) 財政

国民年金は,将来の給付に備えて保険料収入を積立金として積み立て,国もその保険料の拠出時において保険料額の1/2に相当する額を積み立てている。この国の負担割合は他の年金制度に比べて高くなっている。積立金の総額は,43年度末において4,352億円に達している。

このほか,国は国民年金の事務に要する経費を負担しているが,市町村における事務取扱いに必要な国の交付金は,市町村が現実に国民年金の事務執行に必要な費用に比べてまだ十分なものとなっていないため,事務費交付金は44年度において大幅な増額が行なわれた。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の4種類の年金があるが、全額国庫負担の経過的、補完的年金であるため、拠出制の他の年金との均衡を図りつつ、財政の状況を勘案してその水準が考えられている。したがって、拠出年金に比べ年金額も低く、各種の支給制限の措置が設けられている。

しかしながら、福祉年金の支給によつて、これまで公的な所得保障の対象外にあつた農業従事者等に対して年金制度に対する認識を深めるという大きな役割を果たしてきたことは否定できないものがある。

年金額は、従来から物価の上昇等を勘案して、第8-9表のとおり逐年引上げが行なわれている。

第8-9表 福祉年金額の引上経過

第8—9表 福祉年金額の引上経過				(単位：円)			
				老 齢 福 祉 年 金	障 害 福 祉 年 金	母 子 福 祉 年 金	準 母 子 福 祉 年 金
(制度発足時)							
34.	11.	1		12,000	18,000	12,000	— (創設) 12,000
36.	4.	1					
38.	9.	1		13,200	21,600	15,600	15,600
40.	9.	1		15,600	24,000	18,000	18,000
42.	1.	1		18,000	26,400	20,400	20,400
43.	1.	1		19,200	30,000	24,000	24,000
43.	10.	1		20,400	32,400	26,400	26,400

福祉年金を受けている者の総数は、昭和43年度末現在316万4,000人に達しているが、制度発足以来の推移をみると第8-2図に示すとおり、母子、準母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。このような傾向は特に障害福祉年金において顕著であり、昭和36年以来毎年のように行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、支給制限の緩和等の福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

老齢福祉年金の受給者は、昭和43年10月末現在で272万7,000人であるが、これは総理府統計局の人口推計月報による70歳以上の人口のおおむね70%に相当している(第8-3図参照)。

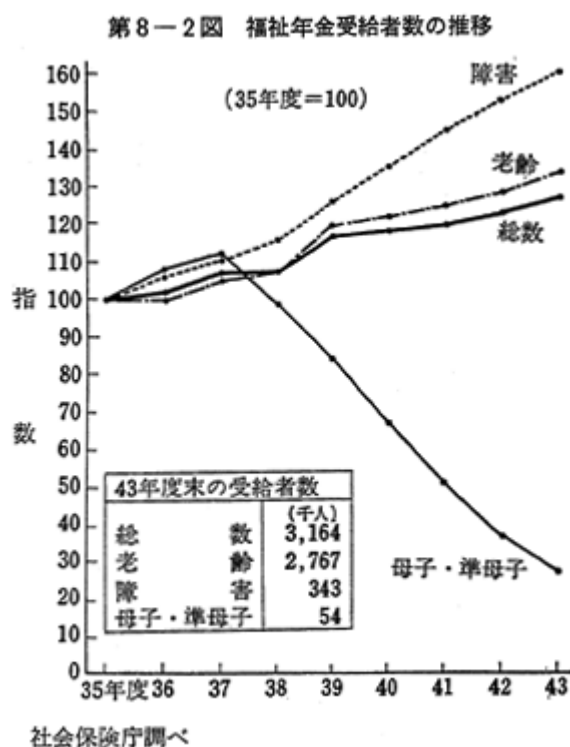
老齢人口は年々増加の傾向にあるので、受給者もこれに伴つて増加していくものと考えられるが、過去においては、第8-3図にも示すとおり、必ずしも老齢人口の増加に比例するものとはいえない。これは支給制限の緩和等による制度改善や、経済変動に伴う所得の増減により受給者数に変動があるためである。なお、37

年度において受給者が激減しているのは、この年に支給制限に該当した者が多数にのぼったためであり、その後は、扶養義務者所得制限の緩和と公的年金との併給限度額の引上げにより、受給者は増加傾向をたどっている。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害又びし体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象として発足したが、その後支給要件の緩和や支給対象の拡大が行なわれ、39年8月に結核及び精神障害を、40年8月に精神薄弱を41年12月に心臓機能障害や肝臓疾患、腎臓疾患、血液疾患などすべての障害をその支給対象に加え、さらに事後重症制度(障害福祉年金を支給する程度の障害者でないものでも、そののちに障害が増悪したときは、障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたのでかなり顕著な伸びを示している。

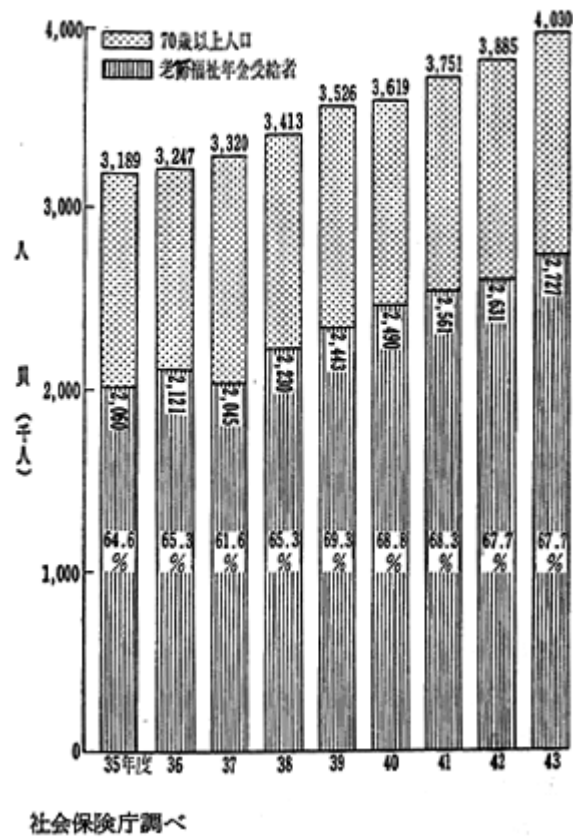
母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給者は急速に減少しているが、これは、その支給要件となる子、孫、又は弟妹が成長して義務教育を終了したことにより逐次失権していることと、37年以降拠出年金の支給が開始されたことによつて新たな事故については拠出制の母子年金又は準母子年金が支給されることとなるためである。

第8-2図 福祉年金受給者数の推移



第8-3図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第8—3図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(2) 支給制限

福祉年金は、全額国庫の負担によつて行なうところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、各種の支給制限が設けられている。

これを大別すれば、(ア)一定額以上の所得を有することによるもの、(イ)他の公的年金制度による給付を受けることによるものの二つに分けることができる。なお現在、夫婦がともに老齢福祉年金を受給していることによる支給制限が設けられており、夫婦それぞれの年金額のうち、3,000円を減額して支給することになっているが、国民年金法の改正により44年10月から廃止されることになっている。

昭和43年度末現在の受給権者数は364万7,000人を数えるが、支給制限の事由に該当して福祉年金の支給を停止されている受給権者は48万3,000人、(約13.2%)であり、このほか支給制限の事由に該当するであろうということで権利の裁定を受けていない潜在受給権者もかなりあるとみられている。

ア 所得制限

所得制限は、受給権者本人、その配偶者及び受給権者の民法上の扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上である場合、その年の福祉年金の全額を支給停止するというものであり、毎年6月、福祉年金受給権者から所得状況届の提出を求め、市町村の審査を経て都道府県知事が決定する。

所得制限の限度額は、毎年所得税法、地方税法の改正に伴つて引き上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図つてきている。

イ 公的年金給付との併給制限

公的年金受給による支給制限は、恩給、厚生年金保険などの他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を制限するというものである。すなわち、公的年金給付を、一定の額(公的年金が戦争公務によるものであるときは、13万5,500円、その他一般年金であるときは福祉年金相当額)以上受けることができるときは、福祉年金の全額を支給停止することとされ、公的年金の額がこの制限限度額を下回る額であるときは、福祉年金の額の範囲内で制限限度額と公的年金の額との差額を併給するというものである。

福祉年金と公的年金の額との併給者は、43年度末現在35万5,000人で、その99.2%は軍人関係の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金など戦争公務による恩給、年金の受給者である。また、福祉年金を全額併給される者は、このうちわずか6万5,000人にすぎず、残りの29万人は差額併給者(一部支給停止者)である。

厚生白書 (昭和44年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(3) 給付費

福祉年金は、毎年1月、5月、9月を払出期月として、その前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は、全額国庫負担で、毎年度一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。制度が発足した34年度から43年度末までに約3,830億円が支払われているが、最近5年間と年金種別にみると第8-10表のとおりで、受給者の自然増加及び年金額の引上げなど、制度の内容改善によつて毎年増加している。

第8-10表 福祉年金支払額の推移

第 8—10表 福祉年金支払額の推移				
(単位：百万円)				
	総 数	老 齢	障 害	母子・準母子
38 年 度	35,161	26,691	5,178	3,292
39	40,426	30,682	6,510	3,234
40	41,536	32,005	6,952	2,581
41	47,160	36,756	8,322	2,082
42	55,346	43,674	9,916	1,756

社会保険庁調べ

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

近年における厚生年金保険の適用事業所数は,毎年平均5%程度の増加を示しており,43年度末の事業所数は67万1,736となつている。また,被保険者数は,毎年平均4%程度の増加傾向にあり,43年度末で2,072万人に達している。なお,1事業所当たりの被保険者数は,43年度末では30.8人となつている。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(2) 標準報酬及び保険料

厚生年金保険の給付額及び保険料額の算出基礎となる標準報酬月額は,毎年平均9.3%程度の増加を示し,昭和43年度末では,平均3万8,360円,第1種4万4,851円,第2種2万5,036円,第3種5万0,078円となつている。

保険料の額を算出する保険料率は,支出面での保険給付の予想額,収入面での積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照らして5年ごとに再計算することになつている。現行の保険料率は,39年に行なわれた再計算に基づくものであり,次のようになつている。

現行の保険料率

第1種被保険者(男子)	$\frac{55}{1,000}$	
特例第1種被保険者(厚生年金基金に加入している男子)		$\frac{31}{1,000}$
第2種被保険者(女子)	$\frac{39}{1,000}$	
特例第2種被保険者(厚生年金基金に加入している女子)		$\frac{19}{1,000}$
第3種被保険者(坑内夫)	$\frac{67}{1,000}$	
特例第3種被保険者(厚生年金基金に加入している坑内夫)		$\frac{31}{1,000}$
第4種被保険者	$\frac{55}{1,000}$	

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には,年金給付として老齢年金,通算老齢年金,特例老齢年金,障害年金及び遺族年金があり,一時金給付として障害手当金及び脱退手当金がある。

43年度末における年金受給権者数は,90万5,146人で,毎年16%前後増加している。

ア 老齢年金

43年度末における老齢年金の受給権者数は38万4,069人で,在職老齢年金の創設された昭和40年は別として,毎年20～30%前後増加している。

イ 通算老齢年金

43年度末における通算老齢年金の受給権者数は3万3,537人で,本制度が創設された36年以来毎年著しい増加を続けており,39年度末の4,245人と比べると約8.5倍に達している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は,旧陸軍共済組合等の組合員であつた者に対し,緩和された資格期間のもとに支給されるもので,43年度末における受給者数は,310人である。43年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は,4万4,493円となつている。

エ 障害年金

43年度末における障害年金の受給権者数は,8万7,376人であり,35年度以来減少をたどつていたが,40年度末の7万6,029人を境として,41年度以後は増加してきている。

オ 遺族年金

43年度末における遺族年金の受給権者数は,39万9,854人で,毎年10%程度増加しており,39年度末の26万0.668人と比べると約1.5倍に達している。

カ 障害手当金

43年度における障害手当金の受給権者数は,480人で,受給者1人当たりの平均受給額は16万4,689円であ

る。

キ 脱退手当金

43年度における脱退手当金の受給権者数は,26万1,151人で,受給者1人当たりの平均受給額は,2万8,063円である。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(4) 年金給付の業務

保険給付の裁定事務は、従来、社会保険事務所で行なわれていたが、脱退手当金を除き、被保険者記録を保管している社会保険庁において、電子計算組織を活用して集中処理することとし、43年1月から裁定事務を行なっている。既に年金給付の支払事務については、41年2月から集中処理を行なっているため、これによつて、裁定から支払までの事務処理が一元的に行なわれることとなつた。

年金は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期(通算老齢年金及び特例老齢年金は6月と12月の2期)に、それぞれの前月分までを社会保険庁から、受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直接送金することになっている。

第8-11表 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

第 8 — 11 表 厚生年金保険 1 人 当 た り 平 均 年 金 額 の 推 移								
	老 齢 年 金	対 前 年 伸 び 率	通 算 老 齢 年 金	対 前 年 伸 び 率	障 害 年 金	対 前 年 伸 び 率	遺 族 年 金	対 前 年 伸 び 率
	円	%	円	%	円	%	円	%
39年度末	43,023	101	17,091	99	34,712	101	23,775	101
40	91,781	213	36,678	215	76,831	221	63,783	268
41	93,887	102	36,682	100	78,471	102	63,540	100
42	96,809	103	37,122	102	80,403	102	62,190	99
43	99,712	103	37,815	102	82,389	102	62,325	100

社会保険庁調べ

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費、保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する事務費に要する事務費に大別される。前者は、その約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者はその全額を国庫が負担している。その財政収支状況は、第8-12表のとおりである。

第8-12表 厚生年金保険収支状況

第8-12表 厚生年金保険収支状況 (単位：千円)

	38年度	39	40	41	42
収入総額	196,925,115	232,010,895	385,227,014	480,033,847	551,068,601
保険料	141,442,511	163,687,595	297,369,048	360,711,253	402,812,763
国庫負担金	4,296,449	4,960,034	8,135,733	14,961,889	14,989,488
事務費	1,788,801	2,088,217	2,468,475	2,888,711	3,123,592
給付費	2,507,648	2,871,816	5,667,258	12,073,178	11,865,897
利子	50,261,473	62,192,014	78,447,335	102,522,219	131,460,693
積立金より受入	—	—	—	—	378,289
その他の収入	924,682	1,171,252	1,274,898	1,883,486	1,427,369
支出総額	21,052,688	22,446,668	42,823,082	62,077,340	73,372,268
保険給付費	16,269,416	18,196,467	37,618,959	54,440,728	65,050,581
事務費	2,301,080	2,673,927	3,175,377	3,771,257	4,461,784
福祉施設費	1,051,284	1,527,094	1,981,280	3,704,480	3,653,427
その他の支出	1,430,908	49,180	47,465	160,875	206,476
収支差引剰余金	175,872,428	209,564,227	342,403,932	417,956,507	477,696,334
翌年度へ繰越	556,025	454,789	630,707	—	280,051
積立金へ繰入	175,316,402	209,109,437	341,773,225	417,956,507	477,466,282
年度末現在積立金	715,243,027	890,559,429	1,099,868,866	1,441,442,091	1,859,020,309

資料：社会保険庁「事業年報」

- (注) 1 「事業費」は厚生保険特別会計の年金勘定から予算定員数等により推計したものである。
- 2 「積立金へ繰入」は当該年度の決算の結果、翌年度において積立てられる額である。したがって、当該年度の「年度末現在積立金」は前年度分までの積立金の総額である。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(6) 福祉施設

厚生年金保険においては,本来の保険給付のほかに,被保険者,被保険者であつた者及び受給権者(以下「被保険者等」という。)の福祉を増進させることを目的として,次のような施設を設けている。

(ア) 厚生年金病院 8

(イ) 厚生年金会館 3

(ウ) 厚生年金老人ホーム 12

(エ) 厚生年金スポーツセンター 2

各論
第8章 年金制度
第2節 年金の各制度
3 厚生年金保険
(7) 厚生年金基金

ア 基金設立の状況

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢年金のうち、報酬比例相当部分について政府を代行し、あわせて附加給付を行なう特別の法人である。基金は、規模1,000人以上の企業又は合わせて1,000人以上となるいくつかの企業が共同して設立することができる。

昭和41年11月の発足以降について設立状況をみると、41年度142、42年度163、43年度148と推移してきたが、43年度では、企業合併に伴い2基金が減少し、44年7月1日現在528基金で、加入員数は253万人をこえるに至っている。

基金設立の態様をみると、528基金のうち単独企業による単独設立が314基金で59.5%を占め、子会社等を含む2以上の関連企業による連合設立が148基金、28.0%同種同業の多数の中小企業による総合設立が66基金、12.5%となつている。

母体企業の態様別状況は、第8-13表のとおり卸売小売業、機械器具製造業等が多い。

加入員規模別をみると5,000人未満の基金が79.4%を占め5,000人以上は、わずか20.6%となつているが、第8-14表のとおり、5,000人以上の基金の占める割合が上昇の傾向を示している。

第8-13表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第8-13表 企業業態別厚生年金基金設立状況 (44年7月1日現在)				
業 態	基 金 数	加 入 員 数	1基金当たりの 加 入 員 数	
総 数	528	2,530,433人	4,792人	
水 産 業	3	6,130	2,043	
建 設 業	18	39,076	2,171	
食 料 品 製 造 業	26	90,745	3,490	
織 維 製 品 製 造 業	53	287,462	5,434	
木 製 品 製 造 業	6	11,802	1,967	
化 学 工 業	47	150,551	3,203	
金 属 工 業	26	109,429	4,209	
機 械 器 具 製 造 業	95	566,809	5,946	
そ の 他 の 製 造 業	18	80,207	4,456	
卸 売 小 売 業	99	525,072	5,304	
金 融 業	57	274,499	4,816	
運 輸 通 信 業	54	271,281	5,024	
サ ー ビ ス 業	26	117,370	4,514	

厚生省年金局調べ

第8-14表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第 8—14表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

年 月	2,000 人未満	2,000 人～ 5,000 人	5,000 人～ 10,000 人	10,000 人以上
44. 11	(44.8%) 39	(41.4%) 36	(9.2%) 8	(4.6%) 4
42. 7	(49.8%) 108	(37.3%) 81	(6.5%) 14	(6.5%) 14
43. 7	(47.8%) 179	(33.6%) 126	(8.5%) 32	(10.1%) 37
44. 7	(47.8%) 253	(31.6%) 167	(9.4%) 50	(11.2%) 58

厚生省年金局調べ

イ 基金の給付

基金の支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付がある。

退職を支給事由とする年金給付は、厚生年金保険の老齢年金又は通算老齢年金の報酬比例部分を上回るものでなければなら
ないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ方式で、これより手厚い給付を行なうもの(代行型)、特別
の額を上積みする方式のもの(加算型)等があり、第8-15表にみられるとおり、最近加算型基金が漸次増加する傾向を示してい
る。

これらの年金給付が厚生年金保険の水準を上回る厚味としてのプラス・アルファ別基金数は第8-16表 のとおりである。な
お、プラス・アルファの大きい基金は、ほとんど加算型の算定方式をとっている。

第8-15表 制度設計タイプ別厚生年金基金の推移

第 8—15表 制度設計タイプ別厚生年金基金の推移

年 月	代 行 型	加 算 型	そ の 他
41. 11	(78.2%) 68	(21.8%) 19	(0%) 0
42. 7	(71.8%) 156	(27.6%) 60	(0.6%) 1
43. 7	(66.8%) 250	(32.8%) 123	(0.4%) 1
44. 7	(62.3%) 329	(36.9%) 195	(0.8%) 4

厚生省年金局調べ

第8-16表 代行料率を上回る部分の負担割合

第 8—16表 代行料率を上回る部分の負担割合

		全 額 事 業 主	折 半	そ の 他
代 行 型		224	5	5
加 算 型	基 本 部 分	88	5	2
	加 算 部 分	128	27	44

厚生省年金局調べ

ウ 掛金

基金の掛金の額は、基金の設立に伴って厚生年金保険の保険料率において、法改正後男子24/1,000女子20/1,000だけ軽減され

厚生白書 (昭和44年版)

ることにかんがみ、この軽減される保険料相当額以上としなければならないものとされている。また、掛金の額の負担割合は、事業主と加入員との折半を原則としているが、基金の設立によつて厚生年金保険において軽減される保険料相当額をこえる部分については、事業主の負担を増加することができる(第8-16表)。

エ 標準給与

基金の標準給与の基礎となる給与の範囲及び標準給与の決定方法等は、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

オ 財政

基金の運営に要する経費は年金給付に要する経費(年金経理)と年金事業に要する経費(業務経理)に大別される。年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び国庫負担(基金の年金給付のうち、厚生年金保険の報酬比例部分に見合う部分に対して、政府管掌と同じ国庫負担が行なわれる。)でまかなわれる。又事務の執行に要する経費は全額事業主が負担することとされている。

43年3月末現在をもつて決算を行なつた234基金について、その決算状況を示したのが、第8-17表 である。

第8-17表 厚生年金基金決算状況

第8-17表 厚生年金基金決算状況(年金経理)				第8-17表 厚生年金基金決算状況(業務経理)			
貸借対照表(昭和43年3月31日現在)				損益計算書(昭和41年11月30日から昭和43年3月31日まで)			
借方		貸方		借方		貸方	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
現金	千円 1,946	預り金	千円 407	年金給付費	千円 18,260	掛金	千円 15,494,280
預貯金	297,551	支払備金	37,652	一時金給付費	240,887	受換金	4,665
未収掛金	1,276,934	責任準備金	14,651,077	年賦払一時金	1,277	国庫負担金	42
未収受換金	9,908	当年度剰余金	879,483	移換金	196,216	収益受入金	642,413
未収返納金	7			信託報酬事務費	116,601	業務経理から受入	228
信託資産	11,604,075			特別法人税	205	雑収入	29
保険資産	1,878,197			当年度未支払備金	37,652		
				当年度責任準備金	14,651,077		
				当年度剰余金	879,483		
計	15,568,619	計	15,568,619	計	16,141,657	計	16,141,657

厚生省年金局調べ

カ 厚生年金保険連合会

基金は、その中途脱退者について、1月でも加入期間があれば、年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金を支給することを目的として、基金からの年金給付の支給義務の移換申出により年金給付の現価相当額の移換を受け、これによつて承継した中途脱退者に係る年金給付の支給を主たる業務とするのが、厚生年金基金連合会である。昭和44年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ58万人及び24億0,700万円である。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

年金部門の給付の種類としては、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害年金差額一時金、遺族年金の各年金と、障害手当金、障害差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金、脱退手当金の各一時金の給付がある。

そのほか、従前の規定による遺族給付として、寡婦夫年金及び遺児年金がある。

年金部門の給付のうち、おもなものの給付状況は、次のとおりである。(第8-18表及び第8-19表参照)

第8-18表 船員保険年金受給者の推移

第 8 -18表 船員保険年金受給者の推移 (単位：人)							
	総 数	老齢年金 (通算老齢年金を含む)	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡 婦 か ん 夫 遺 児 年 金
			職 務 外	職 務 上	職 務 外	職 務 上	
39年度末	33,007	5,902	2,176	1,065	2,150	18,868	2,846
40	34,764	6,730	2,178	1,076	2,710	19,301	2,769
41	37,341	8,071	2,321	1,130	3,492	19,578	2,749
42	40,302	9,571	2,518	1,213	4,464	19,813	2,723
43	42,630	10,591	2,654	1,327	5,350	20,033	2,676

社会保険庁調べ

第8-19表 船員保険年金種類別1件当たり金額

第8—19表 船員保険年金種類別1件当たり金額 (単位:円)

	老齡年金	通 算 老齡年金	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡 婦 か ん 夫 遺児年金
			職 務 外	職 務 上	職 務 外	職 務 上	
39年度末	57,432	18,258	57,455	65,119	28,234	36,885	29,396
40	123,484	33,442	85,683	114,613	67,827	82,964	65,257
41	128,964	32,701	87,914	120,104	68,104	86,513	64,684
42	133,748	33,287	88,865	127,374	68,374	89,216	64,205
43	136,865	36,106	90,859	137,277	68,916	92,423	63,657

社会保険庁調べ

ア 老齡年金

43年度末における老齡年金の受給者数は,前年度末に比べると,10.5%の増加である。

一方,1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べると,2.3%の増加である。40年5月の法律改正による引上げで,40年度末の平均年金額が39年度末のその2倍余となり,その後,平均標準報酬の上昇,平均の被保険者期間の増大により,年金額は年々増加している。

イ 障害年金

43年度末における障害年金の受給者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるもの5.4%及び職務上の事由によるもの9.4%の増加である。

43年度末における受給者1人当たりの平均年金額は,職務外の事由によるもの9万0,895円,職務上の事由によるもの13万7,277円で,前年度末に比べるとそれぞれ2.2%及び7.8%の増加である。39年度末に比べると前者の場合で約1.6倍,後者の場合で約2.1倍と大幅な増加であるが,40年5月及び41年2月の法律改正による年金額の引上げが大きな要因になつている。

ウ 遺族年金

遺族年金の件数は,職務外の事由によるものは,毎年度20%程度の増加を示しており,また,職務上の事由によるものは,おおむね被保険者数に比例して増加している。

43年度末の遺族年金1件当たりの平均年金額は職務外の事由によるもの,職務上の事由によるものとも,39年度末に比べるとそれぞれ2.5倍程度に増加しているが,この理由には,障害年金の場合と同様,法律改正による年金額の引上げがある。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(2) 年金給付の支払状況

年金は,毎年2月,5月,8月及び11月の4期にそれぞれ前月分までを,社会保険庁から受給者の指定した銀行の預金口座または郵便局へ直送することになっている。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

(1) 制度の創設

石炭鉱業年金基金制度は、石炭鉱業年金基金法(昭和42年法律第135号)によって、石炭鉱業労働者の雇用の安定と労働力の確保を図る石炭対策の一環として設けられた特別年金制度である。

わが国の石炭産業は、昭和30年代に始まった近代産業の技術革新に伴うエネルギーの流体化によつて、大きく変化し企業の存在の可否をも問われることとなつた。そして炭鉱の相次ぐ閉山により引き起こされた社会問題の重要性にかんがみ、政府は石炭企業の再建策の検討に取り組むこととなり、内閣総理大臣特命の石炭鉱業調査団(有沢広己団長)が組織され、37年及び39年に石炭対策に係る総合的な答申を行なつたが、この39年答申において石炭鉱業労働者に対する特別年金制度の検討がうたわれたものである。

一方、通商産業大臣の諮問機関である石炭鉱業審議会も、石炭鉱業の抜本的安定対策について40年に中間答申、41年に最終答申を行ない、老齢年金制度の実施が具体的な問題となつた。そして、同審議会年金問題小委員会が、42年5月、年金制度の実施に係る具体的な考え方を示したことによつて、この制度が法律化するところとなつたのである。石炭鉱業年金基金は、42年10月2日、石炭鉱業の全事業主を会員とする特別法人として、厚生大臣の認可を受けて設立されたものである。この基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行ない、生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて石炭鉱業労働者の雇用の安定的確保に資することを目的としている。

各論

第8章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

(2) 石炭鉱業年金の仕組み

石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、当然に基金の会員となる。

基金の行なう年金給付又は一時金給付の対象となる者は、坑内員(石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第3種被保険者たる労働者)及び坑外員(同じく第1種又は第2種被保険者たる労働者)又はその遺族とされている。なお、政令の定めるところにより、石炭の採掘の業務と緊密な関係を有しない業務に従事する者は、坑外員の範囲から除外される。

基金が支給する給付については、基金の定款によつて定められている。基金は、この給付に必要な経費の財源として、会員から掛金徴収をする。基金は、長期間にわたる年金事業を行なうものであるので、財政的に健全でなければならない。したがつて資産の運用は安全かつ効率的に行なうとともに、給付に充てるべき責任準備金を完全積立方式により積み立てなければならないとされている。

各論

第8章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

わが国の公的年金各制度は、いずれも将来の年金給付に備えて事前に保険料を積み立て、これを有利かつ確実に運用することで給付財源の相当部分をまかなういわゆる積立方式による年金財政方式を採用している。

厚生年金保険、国民年金では、まだ給付が本格化するに至っていないところから、毎年保険料及び積立金の運用収入が給付費を大きく上回っていて、両年金の積立金は累増を続け、43年度末までは3兆3,106億円の巨額に達している。両年金制度における積立金の累積状況は第8-20表のとおりである。

第8-20表 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況

第 8 - 20 表 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況				
(単位：億円)				
	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	当該年度分	年度末累計	当該年度分	年度末累計
39 年 度	2,091	10,997	431	1,475
40	3,418	14,415	471	1,946
41	4,179	18,594	586	2,532
42	4,771	23,365	824	3,356
43 (見 込)	5,427	28,792	957	4,314

厚生省年金局調べ

各論

第8章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、資金運用部資金法に基づき大蔵省資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて、一元的に管理運用されている。

財政投融资は、政策金融として、国家目的に即した分野に長期かつ低利の資金を融通するもので、最近では、住宅建設、上下水道の整備、公害防止など国民生活に密接した部門、道路や鉄道など公共投資の一部、あるいは中小企業及び農林漁業に対する金融に重点が置かれている。44年度における財政投融资計画額(当初計画)は3兆0,770億円であり、政府の一般会計歳出予算額(当初)6兆7,395億円に比べると46%、おおよそ歳出予算の半分に相当し、わが国の経済に与える影響もきわめて大きい。

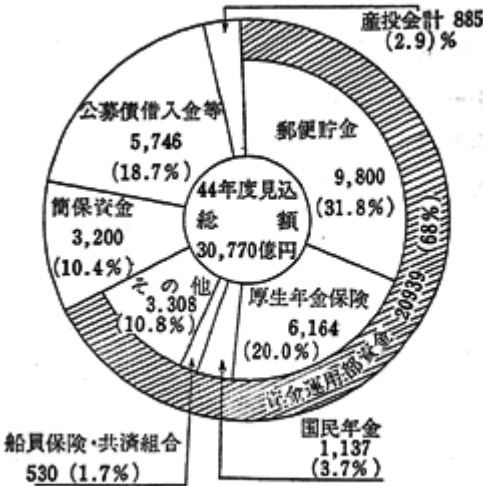
財政投融资の原資見込み(当初計画)は、第8-4図のとおりで、資金運用部資金はその総額の68%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険及び国民年金の預託原資は7,301億円であり、資金運用部資金の35%を占めている。

年金積立金の運用使途については、36年1月に行なわれた厚生大臣と大蔵大臣との協議に基づき、主として国民生活の安定向上に直接役立つ分野(住宅・生活環境整備・厚生福祉施設・文教施設・中小企業・農林漁業)に最重点を置き、残余についても国民生活の安定向上の基礎となる分野(国土保全災害復旧、道路・運輸通信・地域開発)に限定して運用すること、そして前者の分野において、一定部分を厚生年金保険積立金還元融資、国民年金特別融資(以下「還元融資」、「特別融資」という。)として保険料拠出者である両年金制度の被保険者等の生活の向上に直接寄与する施設の整備に融通することとされている。

なお、年金積立金の使途については、財政投融资計画の使途別分類表に「年金資金等」の区分で示されるが、44年度の運用計画では、第8-21表のとおりである。

第8-4図 財政投融资原資内訳

第 8—4 図 財政投融资原資内訳



大蔵省理財局調べ

第8-21表 財政投融资使途別分類表

第 8—21表 財政投融资使途別分類表 (当初計画)
(44年度) (単位: 億円)

	産投会計 出資	資金運用部資金			簡保 資金	公募債 借入金	財政投 資合計
		年金 資金等	郵貯 資金等	小計			
総額	885	7,831	13,108	20,939	3,200	5,746	30,770
(1) 住宅	—	1,570	1,571	3,141	720	1,460	5,321
(2) 生活環境整備	1	1,332	1,054	2,386	215	861	3,463
(3) 厚生福祉施設	—	861	97	958	—	—	958
(4) 文教施設	—	195	277	472	261	—	733
(5) 中小企業	—	1,596	2,264	3,860	380	353	4,593
(6) 農林漁業	—	676	959	1,635	70	—	1,705
(1)~(6) 小計	1	6,230	6,222	12,452	1,646	2,674	16,773
(7) 国土保全・災害復旧	—	183	258	441	93	—	534
(8) 道路	—	359	510	869	679	1,141	2,689
(9) 運輸通信	133	719	1,020	1,739	527	1,515	3,914
(10) 地域開発	16	340	483	823	139	338	1,316
(7)~(10) 小計	149	1,601	2,271	3,872	1,438	2,994	8,453
(11) 基幹産業	100	—	1,519	1,519	116	78	1,813
(12) 輸出振興	635	—	3,096	3,096	—	—	3,731

大蔵省理財局調べ

(注) 1 開発銀行、地方公共団体等あらかじめ使途別に配分することが困難なものについては、実績等を基礎として比例配分した。
2 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規増加分を計上した。

各論

第8章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資・特別融資

還元融資,特別融資は,年金積立金の蓄積のもととなる保険料の拠出者に対して,その積立金の運用に伴う投資効果を直接に及ぼす趣旨のもとで,年金制度に加入する被保険者等の福祉の増進に直接寄与する住宅や病院に,また保育所,老人ホームなどの社会福祉施設,会館,国民宿舎,体育施設に,あるいは清掃事業,上水道など生活環境整備に融資される。

この還元融資・特別融資の柱としては,都道府県や市町村に対して特別地方債という型で行なう地方公共団体貸付と,特別法人である年金福祉事業団を通じて行なう民間向けの融資とがあり,還元融資・特別融資の資金枠1,845億円のうちそれぞれ,58%,26%を占めている(44年度)。

還元融資,特別融資の資金枠は,毎年4月から3月までの間に資金運用部に預け入れる年金資金の預託見込額を基準として,その25%相当額とされている。最近における還元融資・特別融資の融資対象及び資金枠は,第8-22表のとおりであり,年金積立金の毎年度の伸びに対応して年々増大している。

この還元融資・特別融資の資金枠については,融資需要に応じて拡大するよう各方面から要望されているが,43年度においては,従来から還元融資のなかに措置されていた一般地方債を全面的に取りやめて実質的に資金の増を図つたのであり,また44年度においては,従来の25%相当額のほかに,厚生年金保険法の改正に伴い増収となる保険料収入等200億円のうち70億円を還元融資にあてることで資金枠を大幅に増すこととした。

還元融資・特別融資の主要部分である特別地方債及び年金福祉事業団の概要は,次に述べるとおりである。

第8-22表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年金特別融資資金枠

第8—22表 厚生年金保険積立金還元融資・国民年金特別融資資金枠

(単位：億円)

	厚生年金保険		国民年金		合計	
	43年度	44	43	44	43	44
預託金増加見込額	5,117	6,164	924	1,137	6,041	7,301
還元融資，特別融資資金枠総額	1,279	1,561	231	284	1,510	1,845
(1) 年金福祉事業団	(440)392	(620)471	(10)8	(10)9	(450)400	(630)480
住宅	(340)300	(510)388			(340)300	(510)388
療養施設	(41)37	(45)35	(4)3	(5)4	(45)40	(50)39
厚生福祉施設	(59)55	(65)48	(6)5	(5)5	(65)60	(70)53
(2) 特別地方債	676	849	185	228	861	1,077
住宅	60	65			60	65
病院	145	163	55	67	200	230
厚生福祉施設	85	87	115	151	200	238
環境衛生施設	153	168	15	10	168	178
簡易水道	42	45			42	45
上水道	144	261			144	261
下水道	47	60			47	60
(3) その他	211	241	38	47	249	288
医療金融公庫	131	131	15	21	146	152
社会福祉事業振興会	15	17	13	16	28	33
国立病院特別会計	35	38	10	10	45	48
公害防止事業団	30	55			30	55
(4) 一般地方債	—	—			—	—

厚生省年金局調べ

各論

第8章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資・特別融資

(1) 特別地方債

特別地方債は,都道府県,市町村などの地方公共団体が,厚生年金保険及び国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を設置または整備しようとする場合に行なわれる融資であり,融資対象施設は,住宅(厚生年金保険の適用を受ける中小企業事業主に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅及び市町村が貸付する水洗便所改良資金),病院・厚生福祉施設(国民保養センターなどの休養施設・体育施設・会館・保育所など社会福祉施設等),清掃事業(し尿処理・ごみ処理施設等),簡易水道・上水道整備事業などである。なお,利率は年6分5厘である。

各論
第8章 年金制度
第3節 年金積立金の運用
3 還元融資・特別融資
(2) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険・国民年金の被保険者等のために、住宅・病院、その他厚生福祉施設を設置及び整備しようとする事業主・被保険者団体などに対し、政府に代わって資金運用部から借り入れた資金をもつて長期低利の融資を行なうため、36年11月法律に基づいて設立された特別法人である。

貸付けの相手方は、厚生年金保険の適用事業主・船舶所有者・中小企業協同組合・消費生活協同組合・健康保険組合・国民健康保険組合・日本赤十字社・社会福祉法人などである。融資の対象となる施設は、住宅・病院・厚生福祉施設(休養施設・体育施設・教養文化施設・給食施設など)である。

利率は、大企業事業主(事業主または船舶所有者で資本の額または出資の総額が5,000万円(商業・サービス業は1,000万円)を越え、かつ、常時使用する被保険者数が300人(商業・サービス業は50人、鉱業は1,000人)を越えるものをいう。)については年7分、中小企業主その他の法人については年6分5厘であるが、特に44年度から労働者団体の要請に応じて、被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の資金融資については年5分5厘に引き下げることとされる。

なお、特別地方債及び年金福祉事業団融資に対する資金需要は年々増勢しており、これに対応して資金枠の増大をはかっているが、特に年金福祉事業団融資については、事業枠(貸付決定限度額)が設けられており、44年度資金枠480億円に対し事業枠は630億円(対前年度40%増)と大幅に増額して資金需要に応ずることとしている。

特別地方債及び年金福祉事業団の43年度における融資の申請及び決定の状況は、第8-23表のとおりである。

第8-23表 特別地方債及び年金福祉事業団融資の申請状況及び決定状況

第 8 - 23 表 特別地方債及び年金福祉事業団融資の申請状況及び決定状況
(43 年 度)
(単位：百万円)

		総 数				特 別 地 方 債				年 金 福 祉 事 業 団			
		申 請		決 定		申 請		決 定		申 請		決 定	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
総	数	6,033	229,517	5,020	131,100	2,041	124,973	2,983	86,100	3,992	104,544	2,037	45,000
住	宅	3,398	85,437	1,717	40,564	73	6,855	68	6,564	3,325	78,582	1,649	34,000
病	院	397	56,554	362	26,193	310	47,354	289	21,693	87	9,200	73	4,500
総	数	1,966	61,773	1,513	25,473	1,386	45,011	1,198	18,973	580	16,762	315	6,500
休	養 施 設	160	7,468	111	3,222	59	3,834	45	2,002	101	3,634	66	1,220
会	館	55	12,776	31	4,201	55	12,776	31	4,201	—	—	—	—
生	体 育 施 設	299	14,698	221	6,316	232	11,867	183	4,858	67	2,831	38	1,458
福	野 場	82	857	65	490	82	857	65	490	—	—	—	—
社	衛 生 検 査 施 設	6	470	6	255	6	470	6	255	—	—	—	—
施	健 所	36	1,019	31	710	36	1,019	31	710	—	—	—	—
設	看 護 婦 等 養 成 所	13	796	11	387	13	796	11	387	—	—	—	—
社	会 福 祉 施 設	909	13,451	828	6,078	903	13,392	826	6,070	6	59	2	8
教	養 文 化 施 設	277	7,918	131	2,953	—	—	—	—	277	7,918	131	2,953
給	食 施 設	129	2,320	78	861	—	—	—	—	129	2,320	78	861
清	掃	230	24,337	681	14,309	230	24,337	681	14,309	—	—	—	—
と	畜 場	42	1,416	40	1,200	42	1,416	40	1,200	—	—	—	—
簡	易 水 道	—	—	693	4,261	—	—	693	4,261	—	—	—	—
上	水 道	—	—	7	14,400	—	—	7	14,400	—	—	—	—
下	水 道	—	—	7	4,700	—	—	7	4,700	—	—	—	—

厚生省年金局調べ
(注) 1 金額には、前年度からの継続事業に対する融資分が含まれている。
2 清掃(ごみ処理施設を除く。)簡易水道、上水道及び下水道については、枠配分方式によることになっているため、申請欄には、その件数・金額を計上していない。

